

4 生計費關係資料

令和6年4月の標準生計費算定方法の概要

総務省の「全国家計構造調査」、「全国単身世帯収支実態調査」及び「家計調査」に基づき、令和6年4月の標準生計費を次の方法により費目別、世帯人員別に算定した。

もっとも、標準生計費の算出の根拠としている家計調査について標本世帯数が少なく、調査対象世帯も毎月一定数交代しているため、数値の変動が大きくなる可能性があること、また、例年、生計費の現状をも踏まえて民間給与が決定されていると考えられることから、職員給与の決定にあたっては、同標準生計費を参考にしつつも、民間の給与水準に準拠することを基本に据え、民間の給与の水準との均衡を図ることを通して職員給与の決定に生計費の現状が反映されるべきものと考えている。

1 標準生計費の費目

標準生計費は、次の5つの費目を対象として算定している。各費目の内容は、それぞれ「全国家計構造調査」、「全国単身世帯収支実態調査」及び「家計調査」の次に掲げる大分類項目に対応する。

食料費……………食料

住居関係費……………住居、光熱・水道、家具・家事用品

被服・履物費……………被服及び履物

雑費Ⅰ……………保健医療、交通・通信、教育、教養娯楽

雑費Ⅱ……………その他の消費支出（諸雑費、こづかい（使途不明）、交際費、仕送り金）

2 費目別、世帯人員別標準生計費の算定

1人世帯については、令和元年の「全国家計構造調査」及び「全国単身世帯収支実態調査」を基礎として算定した令和3年4月の費目別標準生計費に、消費動向の変動分を加味して、令和6年4月の費目別標準生計費を算定した。

2人～5人世帯については、「家計調査」（全国・勤労者世帯）における令和6年4月の費目別平均支出金額（日数を365/12日に、世帯人員を4人に調整したもの）に、費目別、世帯人員別生計費換算乗数を乗じて算定した。

第27表 費目別・世帯人員別標準生計費(令和6年4月)

【松山市】

| 世帯人員 費目 | 1 人 | 2 人 | 3 人 | 4 人 | 5 人 |
|------------|--------|---------|---------|---------|---------|
| | 円 | 円 | 円 | 円 | 円 |
| 食料費 | 28,090 | 35,710 | 46,410 | 57,110 | 67,820 |
| 住居関係費 | 34,200 | 38,320 | 35,330 | 32,330 | 29,340 |
| 被服・履物費 | 3,570 | 3,340 | 5,090 | 6,850 | 8,610 |
| 雑費 I | 21,200 | 29,070 | 44,550 | 60,050 | 75,530 |
| 雑費 II | 3,150 | 5,680 | 7,140 | 8,600 | 10,060 |
| 計 | 90,210 | 112,120 | 138,520 | 164,940 | 191,360 |